

平成25年度 「親の学びプログラム」活用事業実施要項

1 趣旨

市町村の家庭教育支援の取組を支援するため、親としての役割や子どもの発達の段階に応じた関わり方等を主体的に学べるプログラムを開発するとともに、プログラムの内容や開発の手法等について県内の各市町村に普及する。

2 事業主体

「親の学びプログラム」活用事業の事業主体は、千葉県教育委員会とする。

3 主な事業内容

- (1) 「親の学びプログラム（幼児期版・学童期版・思春期版）」の検討に関すること
- (2) 「親の学びプログラム（幼児期版・学童期版・思春期版）」の活用に関すること
- (3) その他、「親の学びプログラム」を活用した家庭の教育力向上に関すること

4 組織

- (1) 本事業を推進するため、「親の学びプログラム検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。
- (2) 検討会議の委員（以下「委員」という。）は、柏市内に在住し、若しくは柏市内で勤務経験のある保育士、教員、公民館職員のほか、柏市の家庭教育支援事業「みんなの子育て広場」に係る支援コーディネーター等で構成する。
- (3) 委員は、「親の学びプログラム」（以下「プログラム」という。）の内容を検討するほか、公民館等で行う家庭教育講座の広報のあり方等、運営方法についても検討する。
- (4) 委員は、ファシリテーターとして、実際に保護者を集めてプログラムを活用した講座を運営することができる。
- (5) その他、検討会議を進める上では、指導・助言者や家庭教育推進委員会の指導助言等を踏まえるほか、柏市の家庭教育推進事業「みんなの子育て広場」に関わる学校等を含む企業やNPO法人等、協力団体との連携を図り、プログラム作成に必要な情報等を集約する。
- (6) 検討会議並びに協力団体等、本事業に関わるすべての機関は、地方自治法138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

5 庶務

本事業に係る庶務は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課が事務局として行う。

6 経費

千葉県教育委員会は、予算の範囲内で、本事業に係る経費を支出する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。